

生活サポート総合補償制度の補償概要

この補償概要は主な場合を記載しておりますので、具体的な内容については取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

補償概要中の主な用語はパンフレットの【用語のご説明】をご参照ください。

病気やケガで入院したときの補償

(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合

被保険者が病気またはケガを被り、その直接の結果として保険期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合

(注1) 病気については、保険期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となります。ケガについては、保険期間開始後に被り、かつ、事故日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。

(注2) 当制度に中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。

■お支払いする保険金

傷害疾病付添介護保険金

要入院日数以降の付添介護(※)を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

(※) 親族または介護人(被保険者が利用している施設などの職員など)による付添または介助をいい、1日につき通算3時間以上行った場合に限ります。

傷害疾病入院時室料差額費用保険金

要入院日数以降の差額ベッド代が生じた入院1日につき傷害疾病入院時室料差額費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院諸費用保険金

要入院日数以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院一時金

1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由のいずれかによる病気またはケガ

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- アルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- 放射線照射・放射能汚染
- 妊娠または出産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

次の事由により被保険者が被ったケガ

- 地震・噴火またはこれらによる津波

●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転

…など

ケガをしたときの補償

(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。

(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)

(※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいいます。

(※2) 固定帯・ソーラーなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えは歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

他人に損害を与えたときの補償

(国内外補償)

個人賠償責任補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- 本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故
- 日常生活に起因する事故

(※) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。

被保険者の範囲

①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)

②本人の親権者

③本人の配偶者

④①から③までの同居の親族

⑤①から③までの別居の未婚の子

⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りません。

⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りません。

■お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

●損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)

●訴訟・弁護士費用など

(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

(注2) 被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力をいたします。

(注3) 他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物の事故日時点での価値(時価額)で算定した損害額または修理費のいずれか低い額のうち、被保険者の責任の割合に応じた額をお支払いします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

…など

した額をお支払します。ただし、お支払いする保険金は、1回の事故につき保険金額を限度とします。

①被害者見舞・治療等費用

(ア)見舞金、見舞品購入費用として負担した費用。ただし、以下の金額を限度とします。

被害者が死亡した場合 10万円

被害者が入院した場合 2万円

(イ)被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびそれらに伴う交通費など

(ウ)葬祭費用

②損壊財物復旧費用

損壊した財物の修理費用。（修理できない場合は再取得費用）

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害

- 故意
- 同居の親族に生じた身体の障害または財物の損壊
- 被保険者の使用人が被保険者の事業に従事中に被った身体の障害
- 被保険者の占有を離れた財物、または終了した仕事の結果に起因する身体の障害または財物の損壊
- 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、品質劣化など
- 通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣または仕上不良など
- 冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的事故、破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化などによる装置内の財物損壊

弁護士費用等の補償

(国内補償)

弁護士費用等補償

■保険金をお支払いする場合

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

被保険者が保険期間中に日本国内において次の①～⑤の被害事故を被ることにより、損害賠償請求を行うために損害賠償請求費用を負担した場合、または弁護士等（注1）への法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合

- ①偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊
- ②消費者被害（注2）
- ③被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること。
- ④不当解雇
- ⑤虐待（注3）

（注1）弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

（注2）被保険者が最終消費者として価格が10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被ることをいい、かつ、その原因が以下の事由、または以下の事由によると疑われるものとします。

（ア）事業者の虚偽または誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害す行為

（イ）事業者による消費者の自主的な選択または合理的な選択を阻害する行為

（注3）虐待とは、障がい者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為、または以下の行為に該当すると疑われるものをいいます。

（ア）身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること

（イ）わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

（ウ）著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

（エ）障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、（ア）から（ウ）に掲げる行為と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ること

（オ）財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

【接見費用】

被保険者が保険期間中に身体拘束（逮捕または拘留）され、弁護士への接見（面会）を依頼したことにより接見費用を負担した場合。ただし、不起訴または無罪判決となった場合に限ります。

■お支払いする保険金

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

1回の被害事故につき、損害賠償請求費用保険金は200万円、法律相談費用保険金については5万円（1回の相談につき1万円）をお支払いの限度とします。なお、被害事故が虐待である場合、初年度契約の保険責任の開始日から180日以内に発生した虐待については保険金をお支払いしません。

【接見費用】

1回の身体拘束につき1万円をお支払いの限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意または重大な過失
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者が受けた診察などの医療行為
- 専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物および被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物の損壊

…など

病気で死亡したときの補償

(国内外補償)

疾病葬祭費用保険金

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合

■お支払いする保険金

保険契約者または被保険者の親族、成年後見人、入居施設などが負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病葬祭費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭などを開始した日が保険期間中である場合または保険期間の終了日から60日を経過する日までの間である場合に限ります。

（注）同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由のいずれかによって発病した病気による被保険者の死亡

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

地震などによる傷害（ケガ）の補償

地震・噴火・津波危険補償

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。

職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償 (国内外補償)

職業從事中事故対応費用補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者の就業中または職業訓練中の行為による保険期間中の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合

■お支払いする保険金

被保険者へお支払いする次の費用の合計額から自己負担額（3千円）を控除